

いわて暮らし応援事業（いわて若者移住支援金）実施要領

（趣旨）

第1 岩手県（以下「県」という。）が実施するいわて暮らし応援事業（いわて若者移住支援金）（以下「いわて若者移住支援事業」という。）に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

（事業の実施）

第2 県内における若者の移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、いわて若者移住支援事業を実施する。

（事業の概要）

第3 いわて若者移住支援事業の概要は、以下のとおりである。

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））（以下「交付金」という。）を活用して県が実施する移住支援事業及びマッチング支援事業又は同交付金を活用して県が実施する起業支援事業（以下、起業支援事業という。）と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等しようとする者がいわて若者移住支援金の要件を満たす場合、県はいわて若者移住支援金を給付する。

（いわて若者移住支援事業）

第4 いわて若者移住支援事業は、次のとおり実施する。

県は、事業の制度設計・全体管理、移住者からのいわて若者移住支援金の申請受付・要件確認、いわて若者移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、県が行う移住支援事業及び市町村が行う移住者支援施策との調整を担うものとする。

いわて若者移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

（1）いわて若者移住支援金（一般）の支給

県は、①及び②に定める要件を満たす者のうち、③、④、⑤又は⑥の要件を満たす者の申請に基づき、⑦に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては25万円、単身の場合にあっては15万円のいわて若者移住支援金を予算の範囲内で支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合は、18歳未満の者一人につき25万円並びに申請者が転入時において18歳以上25歳以下であった場合及び申請者が女性であった場合は、それぞれ5万円を予算の範囲内で加算する。

ただし、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領（以下、「いわて暮らし応援事業実施要領」という。）に規定する支給対象者については、対象外とし、同一人物、同一世帯における複数回の申請は認めない。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住していたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県内に転入したこと。
- b 県においていわて若者移住支援事業実施要領が施行された後（令和 3 年 4 月 1 日以降）に、転入したこと。
- c 県内への転入時において、39 歳以下の者であること。
- d いわて若者移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
ただし、県が実施するいわてお試し居住体験事業を活用して移住する場合は、入居期間終了日より 1 年以内であること。
※「入居期間」はいわてお試し居住開始日より 1 年間を上限とし、更新期間は含めないもの。
※申請期限を延長する場合にあっては、入居期間中に、県内に住民票を移していること。
- e 県内に、いわて若者移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、県においていわて若者移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後（令和 3 年 4 月 1 日以降）に転入したこと。
- d 申請者が、県内への転入時において、39 歳以下の者であること。（申請者を除く世帯員については、年齢は問わない。）
- e 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(エ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は（第5 1（1）①（ウ）の世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、県が認める場合を除く。
- d その他県がいわて若者移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 県が実施する移住定住施策への協力

県が実施する移住定住施策への協力（各種移住定住に関する調査及びインタビューへの回答等）をすること。

③ 就職に関する要件

1）一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- （ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- （イ）就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- （ウ）就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、県の判断により対象とすることを可能とする。
- （エ）週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載する対象法人等に就業し、申請時において当該法人に在職していること。
- （オ）上記求人への応募日が、上記（イ）として掲載された日以降であること。
- （カ）当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- （キ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2）専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、いわて若者移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

④ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) 内閣府地方創生推進室が実施する新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）又はデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））若しくはこれらの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

⑤ 本事業における関係人口に関する要件

県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、移住先の市町村が個別に定める別表 1 に掲げる要件に該当すること。

⑥ 起業に関する要件

起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を 1 年以内に受けていること。

⑦ 申請手続き等

(ア) 交付申請

いわて若者移住支援金の申請者は、いわて暮らし応援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定める交付申請書（様式第 1 号の 4）、移住先の就業先の就業証明書（第 1 号の 6 又は第 1 号の 7）及び本人確認書類に加え、上記①及び②の要件を満たし、かつ③、④、⑤又は⑥の要件に該当することを証する書類を県に提出する。なお、提出書類については、別表 2 のとおりとする。

(イ) 交付申請書提出期限

申請年度の 3 月 15 日までとする。

ただし、15 日が土日祝日の場合は、その前日までとする。

(ウ) 補助金請求書及び実績報告書の提出

いわて若者移住支援金の交付決定を受けた者は、要綱に定める補助金請求書（様式第3号の2）、実績報告書（様式第4号の4）を県に提出する。
（エ）補助金請求書及び実績報告書提出期限
交付決定日から30日以内とする。

（2）いわて若者移住支援金（新卒）の支給

県は、①及び②に定める要件を満たし、かつ、③の要件を満たす者の申請に基づき、④に定める方法により、15万円のいわて若者移住支援金を予算の範囲内で支給する。なお、申請者が転入時において18歳以上25歳以下であった場合及び申請者が女性であった場合は、それぞれ5万円を予算の範囲内で加算する。

ただし、いわて暮らし応援事業実施要領及び（1）に掲げるいわて若者移住支援金（一般）に規定する支給対象者については、対象外とし、同一人物、同一世帯における複数回の申請は認めない。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域の大学等（要綱第2（4）に規定するものをいう。以下同じ。）に在籍し、住民票を移す直前の3年以内に卒業又は修了したこと。
- b 上記aの在籍期間中から住民票を移す直前まで、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等やむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合はこの限りではない。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 令和4年4月1日以降に、下記③に掲げる就業要件を満たしたこと。
- b 県内への転入時において、39歳以下の者であること。
- c いわて若者移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
ただし、県が実施するいわてお試し居住体験事業を活用して移住する場合は、入居期間終了日より1年以内であること。
※「入居期間」はいわてお試し居住開始日より1年間を上限とし、更新期間は含めないもの。
※申請期限を延長する場合にあっては、入居期間中に、県内に住民票を移していること。
- d 県内に、いわて若者移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

上記（1）①（エ）に掲げる事項と同様とする。

② 県が実施する移住定住施策への協力

県が実施する移住定住施策への協力（各種移住定住に関する調査及びインタビューへの回答等）をすること。

③ 就職に関する要件

上記（１）③１）に掲げる事項と同様とする。ただし、新卒求人への就業に限る。

④ 申請手続き等

（ア）交付申請

いわて若者移住支援金の申請者は、要綱に定める交付申請書（様式第１号の５）、移住先の就業先の就業証明書（第１号の６）及び本人確認書類に加え、上記①、②及び③の要件に該当することを証する書類を県に提出する。なお、提出書類については、別表２のとおりとする。

（イ）交付申請書提出期限

転入後１か月以上経過後から申請年度の３月１５日までとする。

ただし、１５日が土日祝日の場合は、その前日までとする。

（ウ）補助金請求書及び実績報告書の提出

いわて若者移住支援金の交付決定を受けた者は、要綱に定める補助金請求書（様式第３号の２）、実績報告書（様式第４号の４）を県に提出する。

（エ）補助金請求書及び実績報告書提出期限

交付決定日から３０日以内とする。

（３）いわて若者移住支援金の返還

県は、いわて若者移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、いわて若者移住支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合はこの限りではない。

② 虚偽の申請等をした場合

② いわて若者移住支援金の申請日から１年以内に県内から転出した場合

③ いわて若者移住支援金の申請日から１年以内にいわて若者移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

④ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（４）いわて若者移住支援金の支給に係る情報共有

県は、いわて若者移住支援金の申請に係る手続き、支給者の就業先情報及び返還対象者に関する情報について、速やかに居住先市町村と共有することとする。

（協力）

第５ 県と市町村は、いわて若者移住支援事業を円滑に実施するため、相互に協力する

ものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。(令和3年4月1日定雇第10号)

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月1日から実施する。(令和3年9月1日定雇第472号)
- 2 令和3年9月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。(令和4年4月1日定雇第14号)
- 2 第4(1)に掲げる対象者については、令和4年4月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年10月1日から実施する。(令和4年10月1日定雇第393号)
- 2 第4(1)に掲げる対象者については、令和4年10月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。(令和5年4月1日定雇第7号)
- 2 第4(1)に掲げる対象者については、令和5年4月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。
- 3 第4(2)に掲げる対象者については、令和5年4月1日以降に第4(2)③の要件を満たした者から適用する。同日前に第4(2)③の要件を満たした者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 第4(1)①(イ)d及び(2)①(イ)cただし書きに掲げる対象者については、令和5年4月1日以降に当該事業を活用開始した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年9月2日から実施する。(令和6年9月2日定雇第358号)
- 2 第4(1)①(イ)d及び(2)①(イ)cただし書きに掲げる対象者については、令和5年4月1日以降に当該事業を活用開始した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。(令和 7 年 3 月 31 日定雇第 828 号)
- 2 令和 7 年 4 月 1 日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 10 月 24 日から実施する。(令和 7 年 10 月 24 日定雇第 493 号)
- 2 この改正後の要領に基づくいわて若者移住支援金の支給については、令和 7 年 10 月 24 日以降に県内に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

別表 1 (第 4 関係)

市町村	要件
盛岡市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 (1) 盛岡市内の事業所において「ふるさとワーキングホリデー」に参加したことがある者 (2) 「MORIOKA CONNECTION ID」の本登録を完了している者。 (3) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 (1) 農業法人等に雇用就農している者。 (2) 林業事業体等に就職し現場作業に従事する者。 (3) 市内で独立自営就農している者。 (4) 5 年以内に親元等の農業経営を継承する見込のある者。 (5) 就農準備資金の交付を受け農業研修を受講し、研修受講終了後に市内で就農する意思を有している者。 (6) 南部鉄器、岩谷堂箆笥、浄法寺塗、秀衡塗、紫根染、南部古代型染、ホームスパンなどの伝統産業事業者に就職し、職人として従事する者。 (7) 家業を継承する者（親元等の農業経営、店舗や町工場など）
宮古市	次の(1)～(3) のいずれかに該当し、かつ(4)～(6)のいずれかに該当すること。 (1) 宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した移住相談会等に参加したのちに移住した者。 (2) 宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した複業マッチングプログラムにより複業を開始した者。 (3) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 (4) 宮古市や関係機関等の支援を受け、宮古市内で農林水産業に就業している者、またはこれに相当する者として市長が認める者であること。 (5) 宮古市内で家業等を継承する者であること。 (6) 宮古市の自治体行事や地域イベント等に継続して参加し、移住後も継続する意向がある者、またはこれに相当する者として市長が認める者であること。
大船渡市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・大船渡市出身者（2 親等以内が大船渡市に住民票を有する等） ・市内事業所において、ふるさとワーキングホリデー又はインターンシップに参加したことがある者 ・大船渡市空き家バンクを利用して移住した者 ・大船渡市おためし地域おこし協力隊又は地域おこし協力隊イン

	ターンに参加したことがある者 ・住民票を移す直前の１年以内に、市が実施する起業・経営等無料相談会を利用した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・家業等へ就業する者 ・次の①～③の全てに該当し、大船渡市が認めた企業に就職した者 ①市内事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ②転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ③就業先の法人に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ・市内で起業し、開業の届け出をしている者
花巻市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・過去に花巻市インターンシップ促進助成金の交付を受けた者。 ・花巻市空き家バンクの利用登録を行っている者。 ・花巻市UIJターン者就業奨励金の交付を受けた者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・市内事業所に就業または就農した者。
北上市	次の１～３のいずれかに該当すること。 １ 次のすべてに該当する者 (1) 北上市に移住する以前に連続する２年以上北上市の住民基本台帳に登録したことがある者 (2) ３(1)～(3)を除く市内事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において在職していること。 (3) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (4) 当該就職先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ２ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 ３ 次のいずれかに該当する者 (1) 市内の農業・畜産業を行う法人へ就業した者 (2) 岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録された市内事業者 に就業した者 (3) 市内の漁業協同組合に就業した者

	(4) 市内に住所がある三親等以内の者が水稻等を経営している農業経営者に就農した者
久慈市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・市内に住所を有する事業者が実施する、インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組に参加したことがある者 ・過去に久慈地域に居住したことがある者 ・北三陸久慈市ふるさと大使に委嘱されている者 ・久慈市のお試し暮らし住宅を利用したことがある者 ・おためし地域おこし協力隊ツアーに参加したことがある者 ・県又は市が実施する移住体験ツアーに参加したことがある者 ・山村体験型交流事業に参加したことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・久慈市総合計画等の久慈市が施策を実施するうえで根拠とする計画の中で、担い手確保が課題とされている分野に就業又は従事する者 ・特定創業支援等事業を受けて市内で起業する者 ・家業等へ就業する者 ・次の(1)～(3)の全てに該当する久慈市内の事業者で、久慈市が実施する人材確保に関する事業に参加実績のある事業者又は地域未来牽引企業へ就業した者 (1) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付を申請する時点において当該契約に基づく就業をしていること。 (2) 移住支援金の交付を申請する日から5年以上継続して、就業先の法人に勤務する意思を有していること。 (3) 就業先の法人による新規雇用であり、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。
遠野市	次のア及びイに掲げる要件に該当する者のことをいう。 ア 関係人口要件として次のいずれかに該当する者 (ア) 遠野市の移住体験ツアーに参加経験を有する者 (イ) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 (ウ) 遠野市に移住相談を行った後、市が委託により運営するお試し居住体験住宅を利用したことがある者 (エ) 遠野市空き家バンクを利用して移住した者

	イ 地域の担い手等の要件として次のいずれかに該当する者 (ア) 農林水産業の法人又は個人事業主等に雇用就業している者 (イ) 自営により農林水産業を行っている者（ただし、業により生産された物を販売している者に限る。） (ウ) 3親等以内の親族が経営する事業を継承する者 (エ) 市内の郷土芸能団体の活動に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
一関市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ①「移住希望者相談等支援補助金」の利用経験を有する者 ②「お試し移住」「移住体験ツアー」「オンライン いちのせき暮らしセミナー」など市が主催する移住促進事業の参加経験を有する者。 ③「空き家バンク」を利用して移住する者。 ④「新たなネットワーク創出事業」など関係人口創出に資すると認められる市主催事業の参加経験を有する者。 ⑤ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ① 農林水産業に就業する者。 ② 家業等へ就業する者。 ③ 一関市が認めた企業・団体等に就業した者。 ④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
陸前高田市	下記【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者要件】 ・ 移住ツアーに参加した者。 ・ 空き家バンクを利用して移住する者。 ・ お試し居住体験事業を利用したことがある者。 ・ 佐々木朗希選手を応援する会の会員。 ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 ・ 大学生等関係人口創出推進事業補助金の受給経験を有する者。 ・ 市が主催する関係人口のイベントに参加した経験を有する者。 ・ 転入日から直前3年以内に、2年以上継続して当市にふるさと納税を行った者。

	【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・陸前高田市が認めた企業に期間の定めのない就業をした者。
釜石市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ①釜石市出身者（2親等以内が釜石市に住民票を有する等）。 ②市が実施するお試し移住パック・移住ツアー利用者。 ③インターンシップ及び副業で釜石市の企業に就業した者。 ④釜石ラグビー応援団の団員。 ⑤固定資産税を釜石市に納めている者（土地、山林以外）。 ⑥市の移住相談窓口相談した上で移住した者。 ⑦岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ①市内の農林水産業に就業する者。 ②家業等へ就業する者。 ③市が認めた企業に就業する者。
二戸市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・二戸市に居住経験のある者 ・二戸市空き家バンクを利用して移住した者 ・二戸市ふるさと移住体験補助金の交付を受けたことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林業や伝統工芸職など自活できる程度の収入のある事業を営む者、またはその見込みのある者 ・起業し、市内に事業所を設置する者
八幡平市	「八幡平市応援市民」であり、かつ次の事項のいずれかに該当すること。 ・農林水産業に就業する者。 ・家業を継承する者。 ・事業承継する者。 ・市内事業所に週 20 時間以上の向き雇用契約に基づいて就業している者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。

奥州市	・ 移住支援補助金の申請日において、以下①、②又は③に当てはまり、かつ市内事業所に就業、又は市内で起業、就農したもので5年以上継続して勤務等する意思を有していること。 ① 奥州市空き家バンクの利用登録を行って移住した者。 ② 転入日の属する年度以前5年度において、2年以上奥州市にふるさと納税を行った者。 ③ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。
滝沢市	以下のいずれかにあてはまり、かつ市内高等教育機関を卒業した者又は岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 ① 農林水産業に就業する意向がある者。 ② バス若しくはタクシーの事業所に就業している者。
雫石町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・ 過去5年以内において、雫石町が主催する移住体験ツアーに参加経験を有する者。 ・ セツ森地域交流センター内のお試し住居を1週間以上、利用した者。 ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者。 【地域の担い手確保の要件】 ・ 農林水産業や文化・伝統工芸職に就業した者。 ・ 家業等へ就業した者（親元などの農業経営、店舗や町工場など）。 ・ 起業し町内に事業所を設置した者。 ・ 町内事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した者。
葛巻町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ① 葛巻町に移住する以前に連続する5年以上葛巻町に住民票を有していたことがある者 ② 葛巻町に5年以上住民票を有している2親等以内の親族がいる者 ③ 葛巻町内の小中高等教育機関の卒業生 ④ 大学生等の就業体験（葛巻型キャリアデザインプログラム等）に参加した者 ⑤ 転入日から直前5年以内に、町が主催する移住定住又は関係口

	創出拡大に関する事業を利用、又は参加経験を有する者（おためし居住体験や移住体験ツアー等） ⑥ 転入日から直前5年以内に、3年以上継続し葛巻町にふるさと納税を行った者 ⑦ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ① 農林商工業に就業する者。 ② 家業等へ就業する者。 ③ 葛巻町が認めた企業・団体等に就業した者。 ④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
岩手町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・平成31年4月1日以降に岩手町に移住相談を行っていた者又は空き家活用型UIJターン事業の活用を相談していた者。 ・岩手町が主催する起業支援事業、まちづくり活動に参加経験を有するもの。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林業を営む者、またその予定がある者。
紫波町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・本人または親族（3親等以内）が紫波町に居住経験があるまたは紫波町民である者。 ・転入前に岩手県または紫波町が設置する移住・定住に関する相談窓口に移住相談を行い、相談者カルテに登録されている者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・町内で農林水産業に従事している又は従事する見込みがある者 ・公共交通、医療、福祉、保育事業に従事している又は従事する見込みがある者
矢巾町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。

	【支給対象者の要件】 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。
西和賀町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・移住体験制度を利用したのちに移住した者。 ・空き家バンクを利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林業又は観光業に就業する者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
金ケ崎町	次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ① 移住する以前に、金ケ崎町にふるさと納税をしたことがある者 ② 移住する以前に、移住相談会や町の窓口で、移住相談の実績がある者 ③ 空き家バンクを利用登録して移住した者 ④ 岩手県の「遠恋複業」の取り組みにより、県内企業・団体と複業を実施している者 【地域の担い手確保の要件】 ① 農林水産業に就業する者 ② 家業等の事業を継承する者 ③ 金ケ崎企業クラブに登録している企業に就職した者 ④ 町内の公共交通・医療・福祉・保育事業に就業している者で、次のすべてに該当すること。 ・週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ・転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく新規の雇用であること。 ・当該就業先において、補助金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
平泉町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い

	手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・平泉町からふるさと住民票カードを交付された者。 ・平泉お試し居住体験事業を利用したのちに移住する者。 ・「平泉町空き家・空き地バンク」を利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・平泉町が認めた企業に就業した者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
住田町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 次の(1)～(2)のいずれかに該当すること。 (1) 町が実施するイベント等に参加し、本人からの了承に基づき関係人口の名簿に搭載された者。 (2) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【担い手確保の要件】 次の(1)～(2)のいずれかに該当すること。 (1) 町が定める地域計画において担い手として名簿に搭載されている者であること。 (2) 町が定める森林・林業担い手対策事業費補助金を活用しながら、担い手として活動を行っている者であること。
大槌町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・大槌応援団（大槌ファン）に登録している者。 ・移住相談会等に参加したのちに移住した者。 ・移住体験ツアーに参加したのちに移住した者。 ・お試し地域おこし協力隊に参加したのちに移住した者。 ・地域おこし協力隊インターンに参加したのちに移住した者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・町内の農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。

山田町	下記【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者要件】 ・ 移住する以前からやまだファンクラブに入会している者。 ・ 移住する以前に町が実施する移住ツアーに参加したことがある者。 ・ 移住する以前に移住相談会等で本町への移住相談実績がある者。 ・ 移住する以前にお試し住宅の利用実績がある者。 ・ 空き家バンクを利用して移住する者。 ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・ 農林水産業に就業する者。 ・ 家業等へ就業する者。 ・ 次の①～③の全てに該当している者。 ① 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。 ② 当該法人に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有している。 ③ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
岩泉町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・ 岩泉町が実施する移住体験ツアーに参加したことがある者。 ・ 岩泉町にボランティアで来たことがある者。 ・ 岩泉町にふるさと納税をしたことがある者。 ・ 岩泉町が開催した行事（南部牛追い唄全国大会等）へ参加したことがある者。 ・ 岩泉型インターンシップに参加したことがある者。 ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・ 岩泉町で新たに第一次産業に従事する者、または見込みのある者。 ・ 岩泉町で家業を継承する者（親元等の農業経営、店舗や町工場など） ・ 岩泉町内に主たる事業所を置く企業または官公庁への就職する見込みのある者。 ・ 岩泉町の地域おこし協力隊に着任した者。
田野畑村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い

	手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・ 田野畑村にふるさと納税をしたことがある者。 ・ 移住相談会や窓口等で本村への移住相談実績がある者。 ・ 「田野畑村お試し居住体験事業」を利用して移住する者。 ・ 「田野畑村空き家バンク」を利用して移住する者。 ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・ 農林水産業に就業する者。
普代村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・ 青の国ふだいファン会員に登録している者。 ・ 普代村にふるさと納税をしたことがある者。 ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・ 農林水産業に就業する者。 ・ 家業等へ就業する者。 ・ 農林水産業等の普代村の産業振興に係る事業関係者として深く関わりがある者。 ・ 地域課題解決型移住として、普代村が認めた事業者就職した者。 ・ 普代村の自治会行事や地域イベントに継続して参加し、移住後も継続する意向がある者。
軽米町	次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・ 軽米町に1年以上居住経験のある者。 ・ 軽米町に3親等以内の親族が居住している者。 ・ 軽米町内の農業法人で研修実績のある者。 ・ 軽米町にふるさと納税をしたことのある者。（申請年度の前年度までに、3年度以上ふるさと納税している者に限る） ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・ 農林業に従事する者。 ・ 家業等に従事する者。 ・ 軽米町が認めた企業に就業した者。

野田村	・住民票を移す直前において、心はいつものだ村民制度登録者だった者又は、岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者で以下のいずれかに該当する者。 ① 地域おこし協力隊で移住支援金の申請日から5年以上村に定住する意志がある者 ② 村内で農林水産業に就業する者 ③ 村長が認める業に就業する者
九戸村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。ただし、【地域の担い手確保の要件】の(1)の場合は【支給対象者の要件】の(8)～(10)全てに該当しなくてはならない。 【支給対象者の要件】 (1) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 (2) 移住相談会等に参加した後に移住した者。 (3) 九戸村を体験地とした移住ツアーに参加した後に移住した者 (4) 九戸村空き家バンクを利用して移住した者 (5) 九戸村の住民基本台帳に登録したことがある者 (6) 3親等以内の親族が九戸村に住基登録している者 (7) 九戸村にふるさと納税をしたことがある者 (8) 市内事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日においても在職していること。 (9) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (10) 当該就職先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 【地域の担い手確保の要件】 (1) 農林業・伝統工芸の法人・個人事業主等に雇用就業している者 (2) 村内で独立して自営の農林業・伝統工芸の職に就いている者（販売を行っていることに限る） (3) 親元等の農林業経営、伝統工芸、店舗や町工場を継承する者 (4) 農業研修を受講していて、受講終了後に村内で就農する意欲のある者（販売農家に限る）
洋野町	下記【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者要件】 ・洋野町に居住経験のある者。 ・洋野町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。

	・町の整備する定住促進団地に移住する者。 ・空き家バンクを利用して移住する者。 ・お試し地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターン又は移住ツアーに参加した者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業や文化・伝統工芸職に就業する者。 ・一般乗合旅客自動車運送業（バス運転手）・一般乗用旅客自動車運送業（タクシー運転手）に従事している人または従事する意欲がある人
一戸町	下記【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者要件】 ・一戸夢ファームで2週間以上の研修実績を有する人 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・一戸町が認めた企業に就業した者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。

別表 2（第 4 関係）

（ 1 ） 交付申請時に必要となる書類（一般）

区分	提出書類	備考
1 全員必須	（ 1 ） 交付申請書	要綱 様式第 1 号の 4
	（ 2 ） 写真付き身分証明書	
	（ 3 ） 移住先の住民票の写し ※ 世帯分の申請の場合は、世帯分のもの	
	（ 4 ） 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間が分かる書類） ※ 世帯分の申請の場合は、世帯分のもの ※ 18 歳未満の世帯員が移住元で胎児の場合、母子手帳等の写し	
	（ 5 ） 許可指令書 ※ お試し居住体験事業に参加された場合のみ	
	（ 6 ） いわて若者移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるものに限る	
	（ 7 ） いわて若者移住支援金の交付申請に関する誓約書	別紙 1
	（ 8 ） いわて暮らし応援事業（いわて若者移住支援金）に係る個人情報取扱い 同意書	別紙 2
2 就業又は専門人材に該当する申請者のみ提出	就業証明書	要綱 様式第 1 号の 6
3 テレワーカーに該当する申請者のみ提出	就業証明書_テレワーク	要綱 様式第 1 号の 7
4 関係人口（岩手県「遠恋複業」の取組による複業実施者）に該当する申請者のみ提出	関係人口証明書_遠恋複業	別記様式 1
5 関係人口（岩手県「遠恋	各市町村の関係人口要件に該当す	別に定める

複業」の取組による複業実施者を除く）に該当する申請者のみ提出	ることを証する書類	
6 起業に関する要件に該当する申請者のみ提出	起業支援金交付決定通知書の写し	

(2) 交付申請時に必要となる書類（新卒）

提出書類（全員必須）	備考
(1) 交付申請書	要綱 様式第1号の5
(2) 写真付き身分証明書	
(3) 移住先の住民票の写し	
(4) 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、 在住期間が分かる書類）	
(5) 東京圏内の大学等の在学期間及び卒業の事実が分かる 書類の写し	卒業証明書、成績証明書、 在籍証明書 など
(6) 就業証明書	要綱 様式第1号の6
(7) いわて若者移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・ 口座番号・店番号・名義人名が確認できるものに限る	
(8) いわて若者移住支援金の交付申請に関する誓約書	別紙1
(9) いわて暮らし応援事業（いわて若者移住支援金）に係る 個人情報の取扱い 同意書	別紙2